

令和6年度緑区地域活性化支援事業

みなさんの まちづくり活動を 支援します！

令和6年度
対象団体を
募集！

緑区では、区民のみなさんが自主的に行う地域の活性化や地域課題の解決などのための活動に対し、活動資金を支援します。

Point 1

活動の
スタートアップ
を支援



Point 2

最大
3年間
の助成



Point 3

専門の
講師による
研修あり



こども食堂



こども食堂の活動



清掃活動ボランティアなどの地域活動

まずはお気軽にご相談ください！



【お問い合わせ】

緑区役所地域づくり支援課支援第一班 〒266-8733 千葉市緑区おゆみ野 3-15-3
電話:043-292-8105 FAX:043-292-8159
Email:midori-chiikizukuri@city.chiba.lg.jp

詳細は裏面へ！

〈緑区地域活性化支援事業〉

対象団体

区内で活動する町内自治会、ボランティア団体、NPO法人、商業団体等

※1年以上継続して活動している、又は今後1年以上継続する活動が見込める団体

募集コース・補助金額

| コース名 | 補助限度額 | 補助率 |
|---|--|--------------------------------------|
| 1 地域づくり活動支援 地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動 | 20万円 | 10/10 |
| 2 区テーマ解決支援 区が設定したテーマに基づき実施する活動 《令和6年度のテーマ》 ①子どもたちへの支援に関する取り組み ②緑区の自然資源・名産品を活用した取り組み ③緑区独自の文化活動・伝統行事に関する取り組み | 50万円 | 20万円以下は10/10 20万円超の部分に対しては1/2 |
| 3 地域拠点支援 地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点の整備および確保 (町内自治会館については対象外) | ①改装費及び事業開始経費補助 学生等(※1)で構成される団体と連携する場合は50万円、その他は25万円 ②家賃補助 学生等(※1)で構成される団体と連携する場合は年間120万円(月額10万円) その他は年間60万円(月額5万円) | 学生等(※1)で構成される団体と連携する場合は10/10、その他は1/2 |

(※1) 学生等とは、市内の高等学校の生徒及び教員または大学の学生及び教員

- ・本事業は令和6年度予算により実施するため、内容が変更となる場合があります。
- ・審査の結果、支援の対象にならない場合がありますので、ご了承ください。
- ・同一事業について原則3年間交付可能(ただし毎年度の申請及び審査が必要)

審査方法

書類審査及び公開プレゼンテーション

※公開プレゼンテーションは2月23日(金・祝)に開催(参加必須)

募集期間

| | | |
|-----------------------|--------------------|------|
| 地域づくり活動支援 区テーマ解決支援 | 12月1日(金)～1月12日(金) | 【必着】 |
| 地域拠点支援 | 12月1日(金)～12月15日(金) | |

募集案内をよくお読みいただいた上で、提出書類一式をご提出ください。

「募集案内」は、緑区役所地域づくり支援課で配布しています。

ホームページからもダウンロードできます。

緑区地域活性化支援事業

